

第28回（令和元年度第1回）熊谷市入札適正化委員会

1 開催日時 令和元年10月3日（木曜日）午前9時30分開会

2 開催場所 熊谷市役所議会棟 第1委員会室

3 会議の内容

(1) 開 会

(2) あいさつ

(3) 議 事

ア 入札及び契約手続の運用状況に関する報告

イ 抽出事案に関する審議

<市長部局>

建設工事

- ・ 一般競争入札 3件／対象案件 42件
- ・ 指名競争入札 1件／対象案件 31件
- ・ 随意契約 1件／対象案件 4件

業務委託

- ・ 指名競争入札 1件／対象案件 16件

<上下水道部>

建設工事

- ・ 一般競争入札 1件／対象案件 14件
- ・ 指名競争入札 1件／対象案件 9件
- ・ 随意契約 0件／対象案件 4件

業務委託

- ・ 指名競争入札 1件／対象案件 23件
- ・ 随意契約 0件／対象案件 1件

ウ 次回抽出委員の指名

エ その他

(4) 閉 会

## 議事の概要

### ア 入札及び契約手続の運用状況に関する報告

資料に基づき、事務局から、平成31年4月1日から令和元年8月31日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。

#### 【質疑応答】

委員： 組織改正があって今年度から契約室は総務部契約課となったが、決裁区分やその金額はどのように変わったのか。

事務局： 建設工事について、これまでは課長級の契約室次長が設計金額500万円未満まで決裁し、500万円以上から2,000万円未満まで室長、2,000万円以上から5,000万円未満まで副市長、5,000万円以上で市長決裁となっていた。今年度からは、設計金額1,000万円未満まで契約課長、1,000万円以上から2,000万円未満まで総務部長、2,000万円以上から5,000万円未満まで副市長、5,000万円以上で市長決裁となっている。

### イ 抽出事案に関する審議

下記事案について、事務局から説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

#### <市長部局>

##### 事案1 熊谷市立江南北小学校トイレ改修建築工事【一般競争入札】

#### 【質疑応答】

委員： 設計書を公開するとはどういうことか。

事務局： 電子入札システムに設計書を掲載するということである。一般に公開されるので、業者はそこからダウンロードしている。ただし、ダウンロードした業者数までは分からない。

委員： 入札公告から開札まで約1か月もかかっているがどういうことか。

事務局： 設計金額5,000万円以上の場合の見積期間を15日以上取らなければならないことになっていて、その期間には土日・祝日を含まないことによる。また、今年はゴールデンウィークが10日間あって開札までの期間が長くなった。

委員： 単価はどうなっているか。

事務局： いろいろな単価があるが、4週8休に係る単価を採用しているほか、執務併行といて、室内に人がいる場合の単価を採用している。

委員： 1回で決まらず2回で決まった事情は何か。

事務局： 業者の見積のため正確には分からないが、トイレ改修建築工事は昨年度も行っているが入札者が少なく入札金額も比較的高い傾向がある。なお、入札した業者には、1回で決まらなかったのが2回目が行われる旨をシステム上で案内した。

委員： 2回目が行われる旨の案内は、業者にダイレクトに通知が届くのか、それとも業者が入札結果を見て判断するのか。

事務局： ダイレクトに通知が届く。メールが届くイメージである。

委員： 通知には何が記載されるのか。

事務局： 再入札という結果の他、入札額のうち最も低かった額が記載される。

委員： 逆にすべての入札額が最低制限価格を下回った場合はどうなるのか。

事務局： 入札は取り止めになる。

委員： 入札回数を2回としているが、基準があるのか。

事務局： 自治体ごとに違うが、本市では一般競争入札で2回、指名競争入札で1回として

いる。一般競争入札は設計金額を事後公表としており業者は入札の際は分からないので入札回数を複数回設けていて、指名競争入札は事前公表としておりあらかじめ分かっているため入札回数を1回としている。

委員： 入札業者が少ないが、事後審査の手続が業者には負担になっているか。

事務局： 事後審査で業者が作成する資料は簡易なものである。落札候補者のみが提出することになっていて、全業者が提出する必要はないので、業者には負担軽減となっていると思われる。

委員： 昨年度に引き続いて同様の入札結果で、業者にとって金額や工事内容に魅力がない工事と考えられるが、どのように考えているか。

事務局： 夏休みに行わなければならないことが業者にはネックである。また、業者は抱えている技術者が減っていて、受注したいができないということもある。

委員： 複数のトイレ改修工事が発注そして受注されているが、業者は高めに入札するか又は辞退して本命の工事だけ低く入札しているのか、それともどの工事も競争の結果落札となっているのか、市側の受け止め方はどうか。

事務局： 昨年度は不調が続出したが、今年度は不調も少なく、トイレ改修工事も2年目を迎え、業者も勝手が分かってきところがあると思われる。

委員： 業者も工事内容等を把握し、競争原理は働いたということか。

事務局： そのとおり。

#### 事案2 熊谷市立三尻小学校普通教室棟外壁改修工事【一般競争入札】

##### 【質疑応答】

委員： アスベスト除去は設計段階から分かっていたことか。また、箇所はどこか。

事務局： 外壁に吹付塗装されているという情報があったので、事前に調査し、結果、外壁全体に使われていることが判明したので、アスベスト除去を設計に組み込んだ。

委員： アスベスト除去は夏休み中に行うこととしたのか。

事務局： そのとおり。夏休み中に終わらなかったところを土日に除去するようにした。

委員： 近隣への説明はどうしたのか。

事務局： 近隣を1軒ずつ回って、アスベスト除去に当たって周りを囲ってから除去する旨を説明した。影響があると考えられる範囲はすべて回っている。

委員： 同じ学校関係の工事でも事案1とは異なり、この工事では失格が出るなど低い入札となっているが、原因は何が考えられるか。

事務局： トイレ改修工事は工種がたくさんある一方、この工事は外壁改修が主なので、やりやすい部類に入るのではないかと。

#### 事案3 市道妻沼1135号線道路整備工事【一般競争入札（総合評価方式）】

##### 【質疑応答】

委員： 評価項目のうち、災害防止活動等の実績とは具体的には何か。また、難工事とはどういった工事か。また、今回採用していないが、担い手確保・育成に関する取組は、今後を考えると極めて重要な項目だが、どのように評価していくのか。

事務局： 災害防止活動等の実績は、熊谷市内で風水害や降雪があった場合に、それらのパトロール等を行った実績を指す。

また、難工事は、工事場所の安全管理が難しい等の理由で入札が敬遠されることが事前に予想され、国土交通省、埼玉県又は市が入札公告の際に難工事と指定したものを指す。難工事を受注し履行した業者は、その翌年度において総合評価方式で難工事を評価項目に採用した場合に加点される。

また、担い手確保・育成に関する取組については、埼玉県でも新たに始まった取

組で、これから取り組んでいかなければならないと考えている。

委員： 担い手確保・育成に関する取組は極めて重要なことである。新たに始まったからまだやらないではなく、熊谷市として先んじて作り出していく必要があると思われる。災害防止活動等の実績に点数が付いてない業者もいるが、何もしていないということはないと思うが。

事務局： 業者が提出した資料を基に加点している。当該業者からの資料には災害防止活動の実績について記載がなかったため加点していない。

委員： 災害防止の活動が、総合評価の加点に影響することを業者は把握しているのか。

事務局： 把握している。

委員： 入札額が調査基準価格を下回った場合は調査することになっている一方で、調査ではなく失格にする失格基準価格を設けた理由は何か。

事務局： ダンプ防止の観点から設けることとした。

委員： 過去の総合評価方式の案件を見ると、業種は道路工事で、参加業者も4者でほぼ固定化されているようにも見えるが、他の業者の参加等をどう考えるか。

事務局： 総合評価方式の採用は、件数が少ないことと、契約手続までに期間がかかることもあって業者の参加が少なくなっている状況である。

委員： せっかくの総合評価制度であるから、多くの業者が参加できることが望ましい。

#### 事案4 舗装打替工事（佐谷田）【指名競争入札】

##### 【質疑応答】

委員： 5者が最低制限価格と同額の入札となっているが、積算は容易なのか。

事務局： 設計金額が公開されているので、最低制限価格の積算は容易と思われる。

委員： 最低制限価格が容易に推定できてしまうことについて、国や県、他の自治体で問題意識を持っているのか。

事務局： 最低制限価格は工品の品質を確保する上で最低限の価格ということで、問題や課題と捉えているところはないようである。競争の結果ということであろう。

委員： 本件とは少し離れるが、全体としてここ数年入札に参加してくれない業者が多かったようだが、最近の傾向はどうか。また、一者入札の件数はどうか。

事務局： 昨年よりは全体の発注件数が減っているので不調も減っている。しかし、学校関係の工事で不調が発生している。一者入札はこれまで2件あった。

また、発注件数は、ここまですべて昨年は109件で今年度は77件。昨年は分母が大きかったため不調件数も多かったという面もある。

#### 事案5 熊谷市宮大幡住宅8号棟ガス管改修工事【随意契約】

##### 【質疑応答】

委員： 供給設備は誰が持っているのか。

事務局： 当該業者が持っている。

委員： 随意契約に当たって、当該業者を相手方にする根拠となる条文等はどうなっているのか。関東経済局には、ガス供給業者として多数登録がある。

事務局： 供給戸数が多い団地等ではガス供給約款を定めることになっていて、約款で当該業者を相手方と定めている。

委員： 入札で相手方を定めずに、約款で定めるのは適切ではないのではないか。

事務局： 約款は熊谷市とガス供給業者の2者間で決めるのではなく、経済産業省の出先機関から許可を得て締結している。約款もガイドラインに沿って作成したものである。これらのことから、当市の意向で相手方を定めているものではない。

今回はすでに許可を受けている約款に基づき相手方が定まったものである。

委員： 約款の法的性質の議論もあるが、経済産業省が約款の内容を確認しているということによいか。また、他のガス供給業者による約款も同内容ということによいか。

事務局： いずれもそのとおり。他のガス供給業者の約款もほぼ同じ内容である。共通の約款になっているようである。

委員： 経済産業省がひな形を作っているのかもしれない。約款に不合理性が認められない限りは民事上拘束力を持つと考えられる。逆に工事の施工に当たってガス供給業者に責任を課す旨の規定と考えられる。

ところで、請負率について、随意契約の中でこの工事だけ100%になっているが、理由は何か。また、他の工事では100%になっていない理由は何か。

事務局： この工事では請負率が100%になっているのは、設計金額の積算は埼玉県による積算基準に基づいているが、このような工事に当たっては直接工事費等はガス事業者による算出額から積算するという規定があり、入札額もそのことを反映したものである。

また、業者による見積提出後に状況が変わったり、業者が低く入札してくれたということもあるのではないか。

委員： 金額の妥当性はどうか判断するのか。

事務局： 県の単価に照らして妥当と判断している。

#### 事案6 上之建物等調査業務委託【指名競争入札】

##### 【質疑応答】

委員： 具体的な委託内容を説明してもらいたい。

事務局： 移転対象となる建物について、曳家又は再建築の判断及びその移転方法による費用の積算を委託内容としている。

委員： 落札業者のみ他よりかなり低い入札額となっているが、理由は何か。

事務局： 昨年度も同じ業者が落札していて、ノウハウがあるのではないか。土地勘があるということもある。

#### <上下水道部局>

#### 事案7 江南浄水場受変電設備更新工事【一般競争入札】

##### 【質疑応答】

委員： メーカーを指定しているのか。また、17者入札可能なところ、入札したのは2者だったが、このことをどう捉えているか。また、2者で入札の金額差が大きいがどうということか。

事務局： メーカーを指定していない。入札が2者だったことについては、機器費の積算に当たってはメーカーからの見積ではなく価格調査に基づいていて、結果、メーカーからの見積に基づくものよりもかなり低い金額で発注することとなった。このことで入札が敬遠されたのではないか。

また、2者で金額差が大きいことについては、入札額が高かった業者は、機器費の積算をメーカーからの見積に基づいて行ったため入札額が跳ね上がったものと思われる。低く入札し落札した業者は、実績があることと、大手ではないが信頼のある中堅メーカーと付き合いがあつて安価な取引が可能だったことが理由と思われる。

委員： 機器の品質は大手メーカーと中堅メーカーとで違いはないのか。

事務局： 品質的には違いがなく問題はない。

#### 事案8 妻沼第2浄水場ろ過機ろ材交換工事【指名競争入札】

##### 【質疑応答】

委員： 指名通知にはどういった事が記載されているのか。

事務局： 工事内容や条件が記載されている。仕様書は指名通知に添付されている。

#### 事案9 送水管布設工事実施設計業務委託（その1）

##### 【質疑応答】

事務局： 選定業者数が5者以上のところ、5者ではなく1者追加して6者とした理由は何か。

事務局： 指名回数等も考慮し、現場を熟知し実績のある1者を追加した。

委員： 設計業務委託については積算の基準があるのか。また、業者は基準を知っているのか。

事務局： 厚生労働省が示している積算基準に基づいている。積算基準は公表されているので業者も基準を分かっている。

委員： 予定価格は事前に公表しているのか。

事務局： 予定価格ではなく設計金額を事前に公表している。業務委託は金額に関係なく事前公表している。

#### ウ 次回抽出委員の指名

次回委員会において抽出事案を選定する委員を指名した。

#### エ その他

委員： 各案件とも固有の事情がある中で、公平な事務に努めていると思われる。今後も市民の方々が納得できるような入札及び契約を継続してもらいたい。

以上で、閉会となった。